

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本事業にかかる契約の締結は、令和3年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件にするものです。

令和2年7月28日

世田谷区

### 1 事業概要

#### (1) 件名

区民健診及び障害者施設健診に係る血液検査委託（単価契約）

#### (2) 事業内容

世田谷区の5総合支所（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）の健康づくり課で、血液検査用に採血した血液を検体として回収し、検体ごとに検査を行い、検査値を報告する。

※詳細はプロポーザル説明書を参照のこと。

#### (3) 履行期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※令和4年度及び令和5年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定である。

### 2 参加資格

#### (1) 血液検査事業の実施に意欲を有し、次に掲げる要件のすべてに該当する法人。

①衛生検査所の登録基準を満たしていること。

（臨床検査技師等に関する法律第20条の3 2項の厚生労働省で定める基準）

②東京都衛生検査所の精度管理調査に参加していること。

（平成30年度、令和元年度）

#### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

#### (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。

#### (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### (5) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。

### 3 提案限度価格

令和3年度分 1,300,000円（消費税込み）

※ただし、令和3年度予算配当を条件とする。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 外部検査精度管理

①東京都衛生検査所の精度管理調査結果

##### (2) 内部精度管理

①総合的な精度管理の徹底

②施設、機器等の維持管理

③監視状況

##### (3) 事業履行の体制

①検査項目の組み立てに対する柔軟性

②検体に対する管理システム

③検査結果の報告

④再検査の方法

⑤検査値の緊急報告

⑥履行場所及び回収時間

⑦回収の方法

⑧採血器材等の提供

##### (4) 各検査項目の単価

①各検査項目の単価

#### 6 手続等

##### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 区役所第3庁舎2階22番窓口

世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課

電話 03-5432-2893 FAX 03-5432-3074

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年7月28日（火）～令和2年8月11日（火）

②交付場所：(1)に同じ。

③交付方法：(1)の窓口にて配布または区のホームページよりダウンロードに限る。

##### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：令和2年8月11日（火）（午後4時まで）

②提出場所：(1)に同じ。

③提出方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

##### (4) 質問提出期限及び回答方法

①質問方法：持参、郵送又はFAXによる。文書は、A4サイズとする。回答先を明記すること。

※郵送の場合には書留郵便に限る（締切日必着）。

※FAXの場合には(1)へ電話連絡のうえ送信すること。

②提出期限：令和2年8月20日（木）（午後4時まで）

③提出場所：（1）に同じ。

④回答方法：8月27日（木）までに質問事項を取りまとめ、参加表明者全員に対して回答する。

（5）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限：令和2年9月9日（水）（午後4時まで）

②提出場所：（1）に同じ。

③提出方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

## 7 その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金：免除

（3）契約書作成の要否：要

（4）当該事業に関し委託契約を当該事業の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無： 有 令和4年度、令和5年度と同委託事業。

（5）関連情報を入手するための照会窓口：6（1）に同じ。

（6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（7）参加表明書および提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

（8）提案者からの提出物は返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。

（9）詳細はプロポーザル説明書による。